

## 指定統計調査の承認等の状況

(平成20年4月分)

平成20年5月12日  
政策統括官(統計基準担当)

## 1 指定統計調査の実施承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
家計調査(7条2項)	総務大臣	承認事項の変更 貯蓄等調査票の借入金について以下のとおり変更。 株式会社日本政策金融公庫の発足に伴い、「国民生活金融公庫」を「日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)」に変更。 住宅金融支援機構の名称の定着に伴い、「住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)」を「住宅金融支援機構」に変更。 記入誤り防止のため、「2 借入金について」の民間機関の注として「ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険を含めます。」を追加。	20.4.1

## 2 統計報告の徴集の承認

指定統計調査の名称等	申請者	主な承認事項	承認月日
2010年農林業センサスの調査内容に関する試行調査（統計報告調整法第4条第1項）	農林水産大臣	<p>本試行調査を実施することを承認した。</p> <p>本試行調査は、2010年農林業センサス(指定統計第26号を作成するための調査)の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするもの(調査期日：平成20年7月1日)。</p> <p>(参考)主な検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項の設定、設問の表現等の調査内容の検証</li> <li>・民間開放を行う場合の課題の整理及び環境整備等</li> </ul>	20.4.23

(注) 本表は、指定統計調査及び指定統計調査に密接に関連すると考えられる統計報告の徴集のうち、統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。